

周逸グランプリ2026の募集について



<まえがき>

周南市の優れた地域産品を広くPRし、周南市産の農林水産物の消費拡大を図ることを目的に、「周逸グランプリ」を募集・選考します。



■ 「周逸」^{しゅういつ}とは

周南市産の農林水産物を使用し、一定の基準を満たした産品を「周南の逸品」に認定したものです。年間を通して募集しており、基準を満たすものを随時認定しています。



■ 「周逸^{しゅういつ}グランプリ」^{しゅういつ}とは

周南市産の農林水産物を使用した加工品の中から、募集する商品のジャンルに最もふさわしいものとして、コンテストで選ばれたものの称号です。

周逸グランプリ2026の開催及び商品の募集について

2026年度(令和8年度)の周逸グランプリを決めるために、周逸グランプリ2026を開催します。周逸グランプリ2026の開催及び商品の募集については、次のページからの「周逸グランプリ2026募集要領」をご覧ください

周逸グランプリ2026 募集要領

1 主催

周南市

周南市地産地消推進協議会(以下「協議会」という。)

2 募集する商品のジャンル

周南市のごはんのおとも

※商品イメージは、次のようなものです。

お米の美味しさを引き立て、周南市に暮らすたくさんの人たちが「日々の食卓に取り入れたい」と感じる、日常的なもの

3 応募要件

(1) 応募商品について

◆用途・形態に関する要件

- ・ごはん(米)と一緒に食べるものであること。
- ・開封し、調理(加熱等含む)を伴わずにそのまま食べられるものであること。
- ・主菜として単独で食事の中心となるもの(唐揚げ、ハンバーグ、焼き魚、カレーライス、肉じゃが等)や、お米と他の材料と一緒に調理されて一つの料理となるもの(オムライス、丼もの、混ぜご飯、炊き込みご飯、お茶漬け等)ではなく、ごはんと一緒に食べる副菜的なものであること。
- ・瓶詰め、袋詰め、パックなど、容器に入った商品であること。
- ・詰合せ等、複数商品を1商品として応募することは不可とする。

(例:200円のふりかけを3種類あわせて1商品としての応募など)

◆使用食材に関する要件

- ・下記のいずれかが少なくとも1つ以上使用されていること。
 - ①令和8年4月1日時点で「周逸」に認定されている商品
 - ②周南市産農林水畜産物のうち、令和8年4月1日時点で「周逸」に認定されている、または、周南市が推奨する農林水畜産物の品目

豚、牛、梨、ぶどう、わさび、ほうれん草、ごぼう、里芋、大豆、
じねんじょ、トマト、いちご、ふぐ、たこ、はも、牡蠣

◆品質に関する要件

- ・賞味期限が常温または冷蔵で1カ月以上あること(未開封)。
- ・品質表示など関係法令が遵守されていること。

◆生産・販売・継続性に関する要件

- ・応募時点ですでに販売を開始していること。
- ・認定された場合、年間10,000個以上の生産に対応できること。
- ・認定後1年以上継続して製造、販売し、需要が増加した場合は、増産する意思があること。
- ・1事業者につき、1商品の応募に限る。

(2) 応募者について

商品の製造元又は販売元である法人又は個人であり、次に掲げる事項をすべて満たしていること。

- ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと
- ③応募書類の提出の日から審査結果が決定する日までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ④周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- ⑤応募商品について、販路拡大の意思があること。

※ 所在地、住所、製造場所等は、市外・県外でも構いません。

4 質問の受付・回答

応募に当たって疑義がある場合は、次のとおり質問してください。

提出書類	「質問票」(様式1)
受付期限	2026年7月1日(水)まで ※必着
提出方法	Eメール ※提出後には、電話により受信確認を行ってください。
提出先	〒745-8655 周南市岐山通 1-1 周南市 農業振興課 道の駅リニューアル推進室 宛 電話 :0834-22-8369 Eメール:noshin@city.shunan.lg.jp
回答方法	質問事項への回答は、質問票受領後10日以内に市ホームページへの掲載をもって行います。 質問者への直接の回答は行いませんので、予めご了承ください。

5 応募方法

(1) 参加表明

応募しようとする場合は、次のとおり参加表明をしてください。

提出書類	①「参加表明書」(様式2) ② 製造・販売実績等がわかるもの(任意様式) ③ 法人・団体の場合、法人・団体の概要がわかるもの(任意様式) (②、③はパンフレット可)
受付期限	2026年7月24日(金)まで ※必着
提出方法	Eメール ※提出後には、電話により受信確認を行ってください。
提出先	質問票の提出先と同じ

(2) 応募

参加表明後、次のとおり応募書類を提出してください。

提出書類等	①「応募用紙」(様式3) ②「応募商品明細書」(様式4) ③ 添付書類 ・商品の写真(パッケージとその中身がわかるものを2枚以上) ・チラシ、パンフレット等、商品を紹介する資料 ・商品の表示ラベル ④ 応募する商品(2セット) ※箱、袋などの付属品も含む。
提出期限	2026年12月28日(月) ※必着
提出方法	①～③はEメール、④は持参、郵送等
提出先	質問票の提出先と同じ

6 審査方法及び審査基準

	審査方法	審査員	審査基準	得点割合
1次審査	書類審査、試食審査、プレゼンテーション審査 提出された応募書類及び商品の試食、事業者による商品説明を踏まえ、評価の高いものから順に5品程度に絞ります。	市長・副市長・周南市地産地消推進協議会	・応募要件該当性 ・価格に対する味の満足度 ・独自性・品質性 ・周南市らしさやストーリー性 ・市場性・将来性	50%
2次審査	試食審査 商品の試食と資料等により審査します。	市民等	価格に対する味の満足度	50%
授賞式発表	1次審査と2次審査の合計得点が最も高いものが周逸グランプリ2026となります。	—	—	100%

※1次審査は2月上旬、2次審査は3月中旬を予定しています。日時、場所等の詳細は、改めて通知します。

※1次審査においては20名程度、2次審査においては50名程度の試食を用意していただきます。なお、その際の費用については、応募者の負担となります。

7 周逸グランプリの特典

周逸グランプリに認定された商品は、次の特典が受けられます。

- ・「道の駅ソレーネ周南」に特設ブースを設けて販売します。
- ・市内量販店等に販売協力を依頼します。
- ・販売促進費用(販売手数料、イベントの出店料や試食代等)を補助します。(認定から1年間。上限20万円)
- ・市広報、ホームページ、SNS、徳山駅南北自由通路のデジタルサイネージなどでPRします。

※特典は、商品の性質に応じて、一部変更する可能性があります。

8 スケジュール

※1次審査以降の日程は目安であり、今後変更する場合があります

内容	日程(予定)	備考
質問受付期限	7月1日(水)	4 質問の受付・回答 を参照
参加表明受付期限	7月24日(金)	5 応募方法 (1)を参照
応募期限	12月28日(月)	5 応募方法 (2)を参照
1次審査	2月上旬	6 審査方法及び審査基準 を参照
1次審査結果通知	2月下旬	1次審査通過者には、2次審査の案内も併せてお知らせします。
2次審査	3月中旬	6 審査方法及び審査基準 を参照
2次審査結果通知	3月中旬	グランプリ受賞者には、授賞式についても併せてお知らせします。
授賞式	3月下旬	
販売及びPR・販促	4月～	周逸グランプリとして商品の販売及びPR・販促を開始していただきます。

9 その他

- ・1次審査を通過した商品が3品未満の場合は「周逸グランプリ2026」の開催を中止します。
- ・応募及び審査に要する経費(交通費、通信運搬費、試食代等)は応募者の負担とします。
- ・周逸グランプリ2026に選ばれた場合は、事業者として販路拡大や周逸のPRに努めていただきます。